

～建設機械の購入に活用可能な優遇税制のご案内～

購入した機械の即時償却などを可能にしていた投資促進税制が平成29年3月で終了しました。しかし、4月からスタートした新税制で同様の優遇措置を受けられますので是非ご活用ください。ご活用にあたりましては御社税理士へご相談ください。

- 税制措置・・・
 - ①固定資産税が最長3年間、1/2に軽減されます。
 - ②法人税について、即時償却または取得価格の10%の税額控除が選択適用できます。 ※資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

- 金融支援・・・ 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けられます。

1. 税制措置の概要

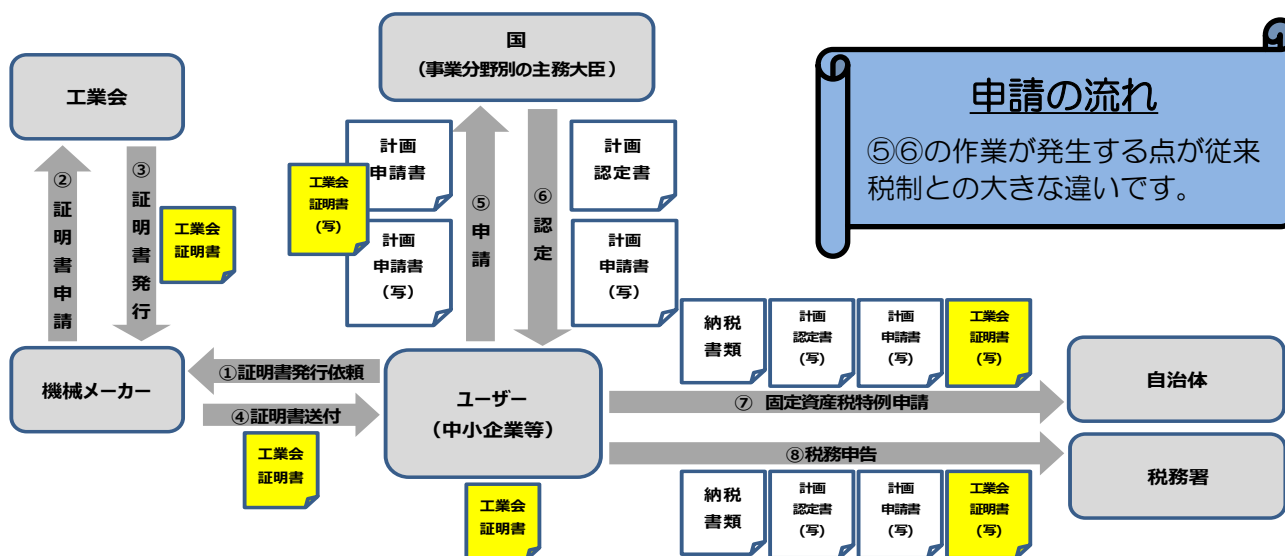
	①中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例	②中小企業経営強化税制
税制措置の内容	固定資産税	即時償却 or 法人税額の控除 (選択適用)
期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日	
対象事業者	中小事業者	青色申告をしている中小事業者等
対象設備	機械装置、工具、器具備品、 建物付属設備	機械装置、工具、器具備品、 建物付属設備、ソフトウェア
上記設備のうち、「 機械装置 」の要件	<ul style="list-style-type: none"> ≫販売開始10年以内のもの ≫生産性1%向上 ≫最低取得価格160万円 ≫中古資産でない事 等 	<ul style="list-style-type: none"> ≫販売開始10年以内のもの ≫生産性1%向上 ≫最低取得価格160万円 ≫中古資産でない事 貸付資産でない事(※1) 等

※1 自らが生産行為を行わない者が取得する設備は対象外(例: レンタル業者 等)

★固定資産税の軽減措置と中小企業経営強化税制は併用可能★

2. 経営力向上計画について

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。税制措置を受けるには、ユーザーが計画申請書を作成し、購入予定の機械装置が税制対象である事の証明書(工業会発行)と共に提出し、認定される必要があります。**証明書が必要な際は弊社担当営業員までご用命ください。発行までに約30日を要します。**



3. 留意点

- 原則として機械装置を取得する前に経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
やむを得ず取得後に認定を受ける場合、取得後60日以内に計画が受理されなければなりません。60日を過ぎると優遇措置を受けられません。
- 〔固定資産税の軽減措置の場合〕
固定資産税の賦課期日が毎年1/1であることから、遅くとも設備取得年の12/31までに計画の認定を受ける必要があります。12/31を超えて認定を受けた場合の減税期間は2年間となります。経営力向上計画の受理から認定までは約30日かかるため、11月末までには計画が受理されるような準備を推奨します。
- 〔即時償却または法人税額控除の場合〕
設備を取得し事業の用に供した事業年度内（確定申告）までに認定を受ける必要があります。また、前述の通り計画の認定までには約30日かかるため、特に事業年度末近くの設備投資は前もった準備を推奨します。
- 工業会が発行する証明書1枚で〔即時償却または法人税額控除〕と〔固定資産税の軽減措置〕の両方の税務申告に利用できます。

4. 経営力向上計画の認定により受けられる金融支援

- ①日本政策金融公庫による低利融資
- ②商工中金による低利融資
- ③中小企業信用保険法の特例 等

5. 最後に

本紙は優遇措置の要点をまとめたものです。詳細については中小企業庁のホームページ等でご確認くださいようお願い申し上げます。